

第 6229 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月 1日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 平成30年7月～9月分裁決事例集

Q：平成30年7月から9月分の裁決事例が公表されたとか。どんな内容になっていましたか？

A：次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成30年7月から9月分の裁決事例が公表されました。国税通則法関係が2件、所得税法関係が1件、法人税法関係が2件、相続税法関係が3件、登録免許税法関係が1件の9件でした。主なものには、次のものがありました。

【所得税法関係】

この事件は、居住用家屋を取得した者が、居住の用に供する家屋が措置法の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に規定する特定取得に該当するとして所得税の確定申告をしたことにつき、原処分庁がその家屋は特定取得に該当しないとして否認してきたことが発端となっています。

請求人は本件住宅の取得の際に支払った仲介手数料は、住宅の取得等に係る費用の額に含まれるところ、本件仲介手数料には新消費税率による消費税等の額が含まれているから、本件取得は特定取得に該当する旨主張しましたが、裁決は、法律に規定する「住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額」とは、居住用家屋の新築又は既存住宅の取得に係る対価の額又は増改築等に係る費用の額をいうと解するべきであるから、請求人の主張は採用できないとして斥けました。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】